

○国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（調査事項等） 第五条 国勢調査は、調査票により、次に掲げる事項（法第五条第二項ただし書の規定により行う国勢調査にあつては、第一号ト、チ、リ及びヨに掲げる事項を除く。）を調査する。 一 世帯員に関する事項 イ、ヌ 略</p> <p>ル 所属の事業所の名称及び事業の種類 ヲ 仕事の種類 ヲ 従業上の地位 カ 従業地又は通学地 ヲ 従業地又は通学地までの利用交通手段 二 世帯に関する事項 イ・ロ 略</p> <p>ハ 住居の種類 ニ 住宅の床面積 ホ 住宅の建て方</p> <p>2 略</p> <p>第六条 略 （国勢調査指導員及び国勢調査員）</p>	<p>（調査事項等） 第五条 国勢調査は、調査票により、次に掲げる事項（法第五条第二項ただし書の規定により行う国勢調査にあつては、第一号ト、チ、リ及びタ並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）を調査する。 一 世帯員に関する事項 イ、ヌ 略</p> <p>ル 就業時間 ヲ 所属の事業所の名称及び事業の種類 ヲ 仕事の種類 ヲ 従業上の地位 カ 従業地又は通学地 ヲ 従業地又は通学地までの利用交通手段 タ 従業地又は通学地 二 世帯に関する事項 イ・ロ 略</p> <p>ハ 家計の収入の種類 ニ 住居の種類 ホ 住宅の床面積 ヘ 住宅の建て方</p> <p>2 略</p> <p>第六条 削除 第七条 略 （国勢調査指導員及び国勢調査員）</p>

2 略

3 国勢調査員の担当地域は、市町村長が指定した第八
条の規定による調査区の区域とする。

4 5 6 略

(国勢調査指導員証及び国勢調査員証)

第七条 略

(調査区の設定及び修正)

第八条 略

(調査の方法)

第九条 国勢調査は、総務省令で定める期間内において、次に掲げる方法のいずれか

により行う。

一 国勢調査員又は第六条第六項の規定に基づき同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員(以下「国勢調査員等」という。)が調査票を世帯ごとに配布し、及び収集すること。

二 国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し、及び市町村長が直接世帯から当該調査票の提出を受けること。

2 世帯員の不在等の事由により

前

項に規定する方法による調査を行うことができないときは、国勢調査員等が同項の期間内において第五條第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号ロに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問し、これに基づいて調査票に記入することにより国勢調査を行うことが

2 略

3 国勢調査員の担当地域は、市町村長が指定した第八
条の二の規定による調査区の区域とする。

4 5 6 略

(国勢調査指導員証及び国勢調査員証)

第八条 略

(調査区の設定及び修正)

第八条の二 略

(調査の方法)

第九条 国勢調査は、総務省令で定める期間内において、国勢調査員又は第七條第六項の規定に基づき同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員(以下「国勢調査員等」という。)が調査票を世帯ごとに配布し、及び収集することにより行う。

2

国勢調査員等は、世帯員の不在等の事由により、前

項に規定する方法による調査を行うことができないときは、同項の期間内において、第五條第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号ロに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問することにより調査することが

できる。

(報告の義務及び方法)

第十條 国勢調査に当たつては、当該国勢調査において調査すべき第五條第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については世帯員が、同項第二号に掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者がそれぞれ報告しなければならない。

2 世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。

3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、又は当該調査票を直接市町村長に提出し、及び国勢調査員等の質問に答えることにより行うものとする。

(調査票等の提出等)

第十二條 国勢調査員等

は、市町村長

に対し、その定める期限までに、当該国勢調査員等が取集し、又は第九條第二項の規定により記入した調査票その他の調査関係書類を提出しなければならない。

2 市町村長は、その定める期限までに、前項の規定により市町村長に提出された調査票その他の調査関係書類及び第十條第三項の規定により直接市町村長に提出された調査票の検査を国勢調査指導員に行わせなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により国勢調査指導員が検査した調査票を審査し、必要な事

できる。

(報告の義務及び方法)

第十條 国勢調査に当たつては、当該国勢調査において調査すべき第五條第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については世帯員が、同項第二号に掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者がそれぞれ報告しなければならない。

2 世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。

3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び国勢調査員等の質問に答えることにより行うものとする。

第十二條 削除

(調査票等の提出)

第十三條 国勢調査員及び国勢調査指導員は、市町村長

に対し、その定める期限までに、調査票
その他の調査関係書類を提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により国勢調査員及び国勢調査指導員から提出された調査票を審査し、必要な事

項を記入するとともに、都道府県知事に対し、その定める期限までに、当該調査票その他の調査関係書類を送付しなければならない。

4| 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から送付された調査票を二次的に審査するとともに、総務大臣に対し、その定める期限までに、当該調査票その他の調査関係書類を提出しなければならない。

(立入り及び質問)

第十三条 法第十五条第一項の規定による行政機関の長の権限に属する事務のうち、第五条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号ロに掲げる事項について、その職員に、必要な場所に立ち入り、関係者に質問させる権限に属するものは、前条第三項の規定による審査及び記入を行うに当たり、市町村長が行うこととする。

2| 市町村の職員は、前項の規定に基づき法第十五条第一項の規定により必要な場所に立ち入り、関係者に質問をするに当たっては、関係者の生活又は業務の平穩に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。

3| 第一項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る行政機関の長に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

(連絡等に関する事務)

第十五条 都道府県知事は、第十二条第三項又は第四項の規定によるもののほか、当該都道府県の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。

一 五 略

六 第十二条第三項若しくは第四項の規定による事

項を記入するとともに、都道府県知事に対し、その定める期限までに、当該調査票その他の調査関係書類を送付しなければならない。

3| 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から送付された調査票を二次的に審査するとともに、総務大臣に対し、その定める期限までに、当該調査票その他の調査関係書類を提出しなければならない。

(連絡等に関する事務)

第十五条 都道府県知事は、第十三条第二項又は第三項の規定によるもののほか、当該都道府県の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。

一 五 略

六 第十三条第二項若しくは第三項の規定による事

務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他同条第三項若しくは第四項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務

2

市町村長は、第六条第三項から第六項まで、第七條第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九條第一項第二号、第十条第三項、第十一条、第十二條第一項から第三項まで又は第十三條第一項

の規定によるもののほか、当該市町村の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。

一 七 略

八 第六条第三項から第六項まで、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項第二号、第十條第三項、第十一条、第十二條第一項から第三項まで若しくは第十三條第一項

の規定による事務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他第六條第三項から第六項まで、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項第二号、第十條第三項、第十一条、第十二條第一項から第三項まで若しくは第十三條第一項

の規定による事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務

(事務の区分)

第十六條 第十二條第三項及び第四項並びに前條第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條

務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他同条第二項若しくは第三項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務

2

市町村長は、第七條第三項から第六項まで、第八條第一項、第八条の二第一項若しくは第二項、第十一条

又は第十三條第一項若しくは第二項の規定によるもののほか、当該市町村の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。

一 七 略

八 第七條第三項から第六項まで、第八條第一項、第八條の二第一項若しくは第二項、第十一条

若しくは第十三條第一項若しくは第二項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他第七條第三項から第六項まで、第八條第一項、第八條の二第一項若しくは第二項、第十一条

若しくは第二項の規定による事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務

(事務の区分)

第十六條 第十三條第二項及び第三項並びに前條第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條

第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2

第六條第三項から第六項まで、第七條第一項、第八條第一項及び第二項、第九條第一項第二号、第十條第三項、第十一條、第十二條第一項から第三項まで、第十三條第一項並びに前條第二項の規定により市町村が行うこととされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2

第七條第三項から第六項まで、第八條第一項、第八條の二第一項及び第二項、第十一條、第十三條第一項及び第二項並びに前條第二項の規定により市町村が行うこととされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。